

第19回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年4月21日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県水産会館6階 会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男、
鈴木 正男、小栗山 喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専 門 委 員 北澤 直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邊 克巳
- 農 林 水 産 部 前田農林水産部長
- 水 産 局 篠原水産局長
- 水 産 課 石黒課長、赤羽副課長
大槻漁業調整班長、曾根技師
篠原漁船漁業班長、宇都主査、植木副主査
- 漁業資源課 宮嶋課長、三田副課長
原口栽培漁業班長
藤元資源管理班長、武田副主査
大藤漁場環境整備班長
- 水産事務所 銚子：小舟所長、山下課長
館山：山田所長、永山課長
勝浦：原所長、三井課長
- 水産総合研究センター
池上次長
- 事 務 局 玉井副技監、川合主査、東二町副主査、川野主事
- 4 議事事項
- (1) 小型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び
許可の有効期間について（諮問）
- (2) うみがめの採捕に係る委員会指示について
- (3) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第19回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の委員会は、令和5年度に入りまして最初の委員会です。会議に先立ちまして、4月1日付で事務局と県に人事異動がございましたので、お手元の事務局・県職員名簿に沿いまして、異動のなかった職員も含めて、私から紹介をさせていただきます。

初めに、事務局職員から紹介いたします。川合主査です。次に、東二町副主査です。次に、川野主事です。最後に、私、玉井です。よろしくお願いいたします。

続きまして、県職員の方々を御紹介いたします。前田農林水産部長でございます。篠原水産局長でございます。次に、水産課でございます。石黒水産課長です。同じく、赤羽副課長です。同じく、大槻漁業調整班長です。同じく、篠原漁船漁業班長です。

次に、漁業資源課でございます。宮嶋漁業資源課長です。同じく、三田副課長です。同じく、原口栽培漁業班長です。同じく、藤元資源管理班長です。同じく、大藤漁場環境整備班長です。次に、漁港課でございます。和田漁港課長です。次に、水産事務所でございます。銚子水産事務所、小舟所長です。館山水産事務所、山田所長です。勝浦水産事務所、原所長です。最後に、水産総合研究センターでございます。池上次長です。

続いて、委員の方々を御紹介いたします。石井会長です。鈴木会長代理です。清水会長代理です。黒沼委員です。本田委員です。滝口委員です。江野澤委員です。佐久間委員です。平島委員です。佐藤委員です。鈴木委員です。小栗山委員です。坂本委員です。和田委員です。なお、松本委員は、本日、所用のため欠席されております。続いて、専門委員です。北澤委員です。齋藤委員です。嶋津委員です。田邊委員です。

以上をもちまして、職員と委員の紹介を終わります。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、第19回海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、新年度最初の委員会の開催に当たり、大変忙しい中、県から農林水産部長の前田様、水産局長の篠原様をはじめ関係職員の方々に御出席をいただき、ありがと

うございます。本年度は、漁業権の一斉切替、漁獲可能量の設定、各種漁業の制限措置や許可方針、委員会指示の発出などに係る諮問・協議のほか、連合海区では、千葉・東京、一都三県の連合海区委員会や、千葉・茨城連合海区協議会がでございます。

本年度も県の方々に御協力をいただきながら、当委員会として本県水産業の発展のため努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議案は、小型まき網漁業の制限措置等と、うみがめの採捕に係る委員会指示についてです。

いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございます。続きまして、県を代表して前田農林水産部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

【前田農林水産部長】

改めまして、農林水産部長の前田でございます。この4月1日に着任いたしました。本年度の初めの委員会ということで、開催に当たり一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様には、日頃から本県海面における漁業調整に多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。本県の沿岸沖合は豊かな漁場に恵まれ、多種多様な漁業が営まれていることから、海面を総合的に利用し漁業生産力を発展させていくため、漁業調整が必要不可欠であり、本委員会が果たす役割は極めて重要なものであると認識しております。

昨年度の委員会では、漁業権の漁場計画の作成、各種知事許可漁業の一斉更新、クロマグロの漁獲可能量の配分など、多岐にわたる事項について熱心に御審議をいただくとともに、委員会指示の発出などにも御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度は平成30年度の漁業法改正後、初めてとなる漁業権の一斉切替が予定されております。漁業権の免許などについて、委員会の皆様の御意見も伺いながら適切に進めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、今後の水産資源の適切な管理と収益性の高い漁業経営体の

育成などを通じまして、本県漁業のさらなる発展に努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き御支援、御協力をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本年度もどうぞよろしく願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。ここで、農林水産部長と水産局長、漁港課長におかれましては、所用により退席されますので、御了承願います。

(部長、局長、漁港課長 退席)

【玉井副技監】

これより、座席の配置替えを行います。しばらくお待ちください。

(配置換え)

【玉井副技監】

お待たせしました。それでは、再開いたします。ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨、連絡のありました委員は、松本委員1名でございます。委員定数15名のうち14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長をお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。

佐藤委員と小栗山委員をお願いいたします。よろしく願いします。

続いて、議題に入ります。第1号議案、小型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について、諮問を上程いたします。事務

局から朗読をお願いします。

【川合主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【篠原班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が令和5年7月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

異議はありませんけれども、確認までに教えていただきたいことがあります。1つは、先ほど御説明の中で希望者がいないので公示はしていないという、いわゆる操業区域2の話だったと思うんですけども、3ページのところに、その操業区域をそれによって記載をすることをしていないということによろしいのでしょうか。

というのは、ほかのところでは全て明示しているので、操業区域2というのはなくなってしまったかのような印象を持ってしまう可能性がないのかなと思って、疑問に思いましたので、教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

操業区域2については、平成9年まで許認可を受けた漁業者がおりましたが、その後はいない状況になっております。今回も、希望者がおらず、こちらについては公示はしていないという形ですが、今後もし着業の話が出た場合には、地元での調整等を十分図った上で対応することになります。

以上です。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。よく分かりました。

あと、もう一つだけ教えてください。今後、まき網の対象魚種がスズキだということなんですけども、多分、今回のこの表では、令和2年、3年、4年のところですので、かなりコロナの影響があって、スズキはあまり獲っていなかったというようなことをお聞きしたような気がするんですけども、資源の状況として、この漁業はちゃんと成り立っているんでしょうか。そこのところをちょっと教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

資源の状況についてのお話ですが、特に東京内湾の小型まき網の対象種としては、今おっしゃったスズキが一番という形なんですけれども、2番目としてはコノシロと聞いております。こちらの2種の東京湾における資源状況は、県の資源評価によると、両魚種とも資源水準は高位となっていて、比較的良好な資源状況となっております。

さきほどの黒沼委員の御質問にありましたように、令和2年ですとか、そういったところは漁獲状況は少し厳しいということは聞いております。それについては、資源の状況というよりも、関係漁業者の聴き取りによりますと、近年、風の強い日が多く、時化が多くて、なかなか操業日数が伸びなかったということがあつたというのが一つと、

あとは、もう一つ、やはりコロナの影響もあって、なかなか魚が売れないときについては、操業を控えた時期もあったということを聞いております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに御意見、御質問ございませんか。

意見も出尽くしたようですので、質疑を終了します。第1号議案、小型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案、うみがめの採捕に係る委員会指示について上程いたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合主査】

(朗読)

説明概要：当該委員会指示の有効期限は5月31日に満了することから、今後の取扱いについて、指示番号と発出年月日を変更する以外は、従来どおりの内容で審議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。これは毎年こういう形で申請がなされて、承認をしてという形をとっていると思うんですけども、今御説明があったように、このうみがめ採捕承認は国際世論の関係が非常に強くあると思うんです。その中で、例えばここ10年ぐらいの状況を見ていくと、採捕対象期間が2年間だけのものとか、1年間だけのものとか、幾つか散見されるんです。

例えば、今回だと、東邦大学理学部というのは入っていないですけども、令和3年のほうにだけ入っているというようなこと。それから、日本獣医生命科学大学というのが令和4年度に入っているという形になっていると思うんです。何が問題かというところ、これ、こういう検討はしないのかという質問なんですけれども、要するに14ページにある採捕報告書の提出というのは、これは結局、数量を記載して提出するという規定なんです。

ただ、これの目的自体が研究試験の用に供しようとするもの、増殖の用に供しようとするものとなっているにもかかわらず、結果に対する報告書は出てきていないということなんです。それは、どういうふうにお考えかなというのをお聞かせください。

【玉井副技監】

事務局のほうから回答させていただきます。確かに委員がおっしゃるとおり、研究結果の報告書というものを実際に出していただいているところもあるんですけども、

出してないところもあるということなので、今後、その報告書については一律で求めるような形をとりたいと考えております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。要するに、研究とか増殖などをどのように行ったのか、そして、どんな寄与があったのかということが、この調整委員会にも伝わるようにしていただければいいかなと思ったという次第です。

別に細かいところまでは求めていないんですけども、大まかなところを一応、委員会の中で把握しておいたほうがいいのかと思ったものですから、お聞きしました。ありがとうございます。

【石井会長】

じゃあ、そのように沿うようにお願いします。

ほかに何か御質問等ございませんか。

【本田委員】

質問です。

【石井会長】

本田委員。

【本田委員】

すみません、実績のほうで質問なんですけれども、採捕対象機関をずっと見ていたんですけど、千葉県の組織とか市町村はいいんですけど、例えば水産研究・教育機構水産資源研究所が承認を受けているんですが、千葉県海面でこれだけの実績ということだと思っけれど、どういう把握の仕方をしているんですか。

本拠地はたしか横浜なので、神奈川県に申請するのは何となく分かるんですけど、

なぜ千葉県にしているのかという質問です。

【川合主査】

千葉県に申請している理由については、確認をしたことはないですけれども、一宮町ですとか、比較的うみがめの上陸がよく見られるような場所ですと、保護団体等がありまして、そちらと連携をして、例えば連絡をもらうということ、研究の協力者としてお願いしているところがあるようです。そのような団体が千葉県にあるので、千葉県に申請し、研究をしているものと考えています。

【本田委員】

了解です。

【石井会長】

よろしいですか。そのほかに何かございませんか。よろしいですか。

特に御意見はないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案、うみがめの採捕に係る委員会指示についての原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、委員会指示については公示する必要があると思いますが、公示に当たり県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題3のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第、第5のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、水産課からお願いいたします。

【大槻班長】

(千葉県漁業調整規則の改正に係る事前報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

【清水会長代理】

1つだけ。前回、改正を見送って、今回、検討を進めているというお話なんですけど、前回、改正をできなかった理由というのは時間的に足りなかったということなんですか、それとも、ほかに何か調整をすべき要素があったんですか。

【大槻班長】

一番は時間的なものです。法改正のリミットが令和2年12月ということでしたので、それまでに水産庁の認可が受けられるような整理まで行けなかったというところです。

【清水会長代理】

分かりました。

【石井会長】

よろしいですか。そのほかに、質問等ございましたら。ございませんか。

ほかにないようですので、次に、漁業資源課からお願いいたします。資源課、お願いいたします。

【藤元班長】

(令和4管理年度のクロマグロの漁獲可能量の変更に係る報告)

【石井会長】

ただいまの報告について質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。特に意見もないようですので、続けて漁業資源課からお願いします。

【藤元班長】

(養殖用うなぎ種苗特別採捕許可からうなぎ稚魚漁業への移行について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

【清水会長代理】

私は、この無許可採捕などの厳罰化というのは賛成なんですけれども、千葉県のレストランウナギの採捕の場合、漁業協同組合の組合員さん以外にも、採捕組合などの組合員さんが採捕に当たっている実態があります。改めて言わずもがなの話かもしれませんが、今、御説明いただいたペーパーの四角の枠の中に、現在の採捕の管理の枠組みなども維持されるように書いてありますけれども、そこのところは十分に御検討をお願いいたします。

【藤元班長】

ありがとうございます。検討に当たりましては、現在、いい形で採捕の管理の機能を果たしています枠組みと、各団体等の機能がうまく維持されるような形で進めてまいりたいと思います。

【石井会長】

よろしくお願いいたします。

そのほかに、何か御質問等ございましたら。特に御意見もほかにはないので、次に事務局からお願いいたします。

【川合主査】

(第39回太平洋広域漁業調整委員会概要報告)

【石井会長】

ただいまの報告について質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。御意見もないようですので、会議次第、第5のその他を終了し、会議次第、第6の事務局、連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【川合主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第19回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時40分 閉会